

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

[令和8年分]【新規】

扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

【紙の申告書を提出する場合】(電子申請を利用しない場合)

電子申請を利用できる方は、スマートフォン等による提出が便利です。ぜひご利用ください。

▶ 提出年月日を記入

▶ 氏名欄を記入(日中ご連絡のつくお電話番号をご記入ください)

※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください(押印は不要です)。

※代筆の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に代筆した旨

と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日 令和 7 年 10 月 6 日

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX-XXXX
生年月日	昭和 31年 11月 30日

提出方法の説明動画
をご用意しました。



<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.html#cmsyusoshiniki>

▶ A (受給者)欄を記入

提出時点での状況をご記入ください(以下 B C D 欄も同じ)。

2ページ、3ページを参照。

「本人障害」「寡婦等」「本人所得」欄をご記入ください。

扶養親族等がない場合

扶養親族等がある場合

▶ B (控除対象となる配偶者)

C (扶養親族等) 欄を記入

2~4ページを参照。氏名その他の事項をご記入ください。

「配偶者の区分」欄については、配偶者の収入が年金のみで1・2のどちらかに該当する方は○を、それ以外の方は配偶者の年間所得の見積額をご記入ください。

「年間所得の見積額」欄については、扶養している親族の所得額が該当する項目いずれかに○をしてください。

所得金額の計算方法は「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

▶ D 「摘要」欄を記入 4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

スマートフォン等で電子申請により申告書を提出した場合は、紙の申告書は提出不要です。

お近くの年金事務所でも受け付けています(年金事務所に申告書をご持参いただいた場合、切手は不要です)。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書および添付書類以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。

普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「110円」です。

表面

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※令和8年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

提出年月日

令和7年10月6日

提出期限

令和X年XX月XX日

99999 99999 9999

99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ

ネンキン タロウ

氏名

年金 太郎

電話番号

03-XXXX - XXXX

生年月日

昭和 31年 11月 30日

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

フリガナ

ネンキン ハナコ

氏名

年金 花子

続柄

1.夫 2.妻

生年月日

1.明 3.大 5.昭 7.平

32 5 5

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

5 配偶者の区分

配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。

1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下の方

2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方

上記以外の場合

「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください(収入がない方はゼロを記入)。

退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。

6 配偶者障害

1.普通障害 2.特別障害

7 同居等の区分

1.同居 2.別居

8 配偶者老人区分

1.非居住者 2.老人

C 扶養親族等 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 源泉控除対象親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※

フリガナ

ネンキン イチロウ

氏名

年金 一郎

続柄

3子 4孫 5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等 9三親等以内

10 特定・老人の種別

1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令

5 6 11

1.特定 2.老人

11 障害

1.普通障害 2.特別障害

12 同居等の区分

1.同居 2.別居

13 年間所得の見積額

58万円以下 58万円超～85万円以下 85万円超

フリガナ

ネンキン ジロウ

氏名

年金 次郎

続柄

3子 4孫 5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等 9三親等以内

10 特定・老人の種別

1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令

19 4 9

1.特定 2.老人

11 障害

1.普通障害 2.特別障害

12 同居等の区分

1.同居 2.別居

13 年間所得の見積額

58万円以下 58万円超～85万円以下 85万円超

提出年月日をご記入ください。

受給者欄に氏名をご記入ください(押印は不要)。電話番号をご記入ください。

A 欄から D 欄の事項をご記入ください。3ページ、4ページを参照ください。

所得税法の改正に伴い、控除対象となる所得要件が変更となっています。詳しくは「大切なお知らせ」をご覧ください。

申告書の裏面へ

個人番号(マイナンバー)欄の説明

- ⇒ 配偶者、扶養親族等のマイナンバーをご記入ください。
- ※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。
- ※記入がない場合でも、記入のないことだけを理由に申告書を受受理とすることはありません。
- ※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告書裏面 14「摘要」欄に、該当者の氏名および、マイナンバーをお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

6 2

【記入項目の説明】

A 受給者

1 本人障害

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害のいずれかに○をしてください。

また、申告書裏面 14「摘要」欄に受給者の氏名、**障害手帳の種類**(身体障害者手帳等名称は正確に記入)と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。障害を示す書類の提出は不要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

2 寡婦等

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除を受けることができません。

記入項目の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年間所得の計算方法等の概要、用語の説明は「大切なお知らせ」にも記載しています。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

二次元
コード

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分

配偶者の**収入が年金のみで、記載している年金額以下**の場合は、上段に○をしてください。

それ以外の場合は、**(退職所得を含む)年間所得見積額**(収入金額から控除額を引いた金額。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。)を中段に必ずご記入ください(金額がマイナスの場合はゼロと記入)。

年間所得見積額が95万円を超える場合は、控除を受けることができません。

配偶者が**退職手当を受ける見込みである場合**、下段の「退職所得あり」に○をしてください。そして退職所得額を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

6 配偶者障害

記入方法は 1 をご覧ください。

障害者に該当しても、**所得見積額が58万円を超える場合**は、障害者控除の対象となりません。

7 同居等の区分

受給者または他の親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

配偶者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「1.非居住者」に○をし、**添付書類を同封して提出してください**。詳しくは「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページをご覧ください。

8 配偶者老人区分

配偶者の所得見積額が58万円以下で、70歳以上の場合、「2.老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和32年1月1日以前に生まれた方)を「2.老人」と省略して記載しています。

次ページへ続く

個人番号(マイナンバー)欄の説明は2ページをご覧ください

C 扶養親族等 (続き)

9	源泉控除対象親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※	続柄	11	障害	12	同居等の区分	13	年間所得の見積額
フリガナ	ネンキン ハナヨ	10	特定・老人の種別	障害 該当しない 記入不要	同居等の区分 国内居住の有無 国内居住の場合は記入不要	年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円を超える場合、控除額計算の対象外です。		
氏名	年金 華代	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 37 1 9 1. 特定 2. 老人	1. 普通 障害 2. 特別 障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学 5. 年38万円 以上送金 4. 障害者	58万円以下 58万円超～85万円以下 85万円超		
機 関 使 用 欄	(マイナンバー)	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4						

3人目以降の配偶者以外の親族は裏面にご記入ください。

D 摘要欄

14 摘要	年金 一郎 身体障害者手帳(1級 令和7年6月2日交付) 年金 一郎 住所 東京都 ○○市△△町X丁○番地
----------	--

身体障害者手帳の等級等をご記入ください。

C 扶養親族等

9 源泉控除対象親族または扶養親族

源泉控除対象親族(※1)および扶養親族(※2)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得の見積額(収入金額から控除額を引いた金額)が58万円以下(19歳～22歳の方は85万円以下)の方。

※1 16歳以上:平成23年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満:平成23年1月2日以降に生まれた方

12 同居等の区分

受給者または他の親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。「別居」の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

該当者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をし、添付書類を同封して提出してください。詳しくは「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページをご覧ください。

10 特定・老人の種別

平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方は「1.特定」(所得税法上の「特定扶養親族」と「特定親族」の記載を兼ねています)に○をしてください。昭和32年1月1日以前に生まれた方は、「2.老人」に○をしてください。

13 年間所得の見積額

該当者の令和8年の年間所得見積額を計算し、該当する項目を○で囲んでください。58万円(19歳～22歳の方は85万円)を超える場合は控除を受けることができません。

該当者が退職手当を受ける見込みである場合、退職所得を除く年間所得見積額を計算し、「退職所得がある方」欄に該当する区分を○で囲んでください。該当しない場合は記入不要です。退職所得について、詳しくは日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

11 障害

1 6 をご覧ください。

D 摘要欄

14 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	障害者に該当する方の氏名、身体障害者手帳等の名称、等級、交付日
2. 別居している扶養親族等がいる	別居している方の氏名と住所
3. 他の方の扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方がいる	受給者ご本人と生計を同じくする方の中で、ご本人以外の方が提出する給与の扶養控除等申告書または公的年金の扶養親族等申告書に記載される方がいる場合は以下をご記入ください。 ●ご本人以外の方が提出する扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方の氏名、受給者ご本人から見た続柄、生年月日、住所 ●上記の方を扶養控除等申告書または扶養親族等申告書を提出する方の氏名、受給者ご本人から見た続柄、住所